

国家戦略特別区域を定める政令の概要

平成 26 年 4 月
内 閣 府

1 政令の趣旨

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、
国家戦略特別区域を定める。

2 政令の内容

国家戦略特別区域は、以下 6 区域とする。

- ①千葉県成田市、東京都千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、大田区及び渋谷区並びに神奈川県の区域
- ②新潟県新潟市の区域
- ③京都府、大阪府及び兵庫県の区域
- ④兵庫県養父市の区域
- ⑤福岡県福岡市の区域
- ⑥沖縄県の区域

3 その他

この政令は、公布の日から施行する。